

環 対 第 1 5 5 号

平成 2 9 年 7 月 5 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価方法書に対する意見について (通知)

平成 2 9 年 2 月 7 日付けで電源開発株式会社取締役社長から送付のありました標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 1 0 条第 1 項及び電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 6 条の 7 第 1 項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価方法書に対する意見

1 全般的事項

- (1) 地熱エネルギーは持続性や安定性で優れた再生可能エネルギーであるものの、その事業特性や環境特性上、地熱流体の採取と熱水の還元による地熱貯留層や温泉といった地下資源への影響、冷却塔から排出される蒸気や硫化水素による動植物への影響等が考えられる。このことから、環境アセスメントの趣旨に基づき、調査、予測及び評価に当たっては、専門家からの助言を受けるなど、最新の知見を取り入れた適切な手法で進めるとともに、環境影響を回避又は低減の検討を行い、経緯も含め準備書に記載すること。
- (2) 施設供用後は、補充井の掘削や付帯設備の増設に伴う追加的な環境影響が懸念されるため、生産井や還元井等を可能な限り長期間維持出来るよう検討すること。
- (3) 事業を進めるに当たっては、既設設備の撤去も含めた工事の実施に伴う騒音及び河川・温泉への影響等について配慮するとともに、施設の供用に伴う周辺の生活環境への影響にも最大限配慮し、地域住民等及び関係者の理解を得ること。

2 個別的事項

(1) 大気質

イ 硫化水素の周辺環境への影響を考慮し、拡散性の向上や除去装置の設置等の必要性を調査・検討すること。

ロ 大気中に排出する蒸気について調査の結果、有害物質が含まれる場合は、モニタリングの必要性を検討すること。

(2) 地形及び地質

イ 対象事業実施区域内の地すべり地形について、既存文献及び現地調査等により把握を行い、事業の実施に当たっては、地すべり地形への影響を検討すること。

ロ 対象事業実施区域内は土砂災害警戒区域や土石流危険渓流に指定されていることから、所管法令に基づき慎重に事業を実施し、適切な対応を検討すること。

(3) 動植物，生態系

対象事業実施区域の大部分は，硫気孔荒原に位置し，重要な植物である蘚苔類が生息する可能性があることから，植生調査に蘚苔類を加えること。

(4) 廃棄物等

工事中及び供用時に発生する廃棄物については，可能な限り減量化及び再資源化を行うこと。

(5) 温室効果ガス

事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの量を，実行可能な範囲で把握に努めること。